

GMOアスリートパーク湯の丸屋内プール

(東御市湯の丸高原スポーツ交流施設屋内運動施設(特設プール))

常設広告看板募集要項(随時)

1 募集の概要

(1) 目的

GMOアスリートパーク湯の丸屋内プール(東御市湯の丸高原スポーツ交流施設(特設プール)) (以下「屋内プール」という。)の安定した施設運営の確立及び地域経済の活性化を図るため、施設内の一部に常設広告看板の掲出エリアを設置し、企業等の有料広告看板掲出スペースとして活用していただくため、東御市広告掲載要綱に基づき随時広告主を募集します。

なお、広告看板掲出者となる方から市に納入していただく掲出料は、屋内プールを快適にご利用いただくための費用に充てるなど、利用者の皆様へのサービス向上として還元されます。

(2) 対象施設の概要

- ① 対象施設：GMOアスリートパーク湯の丸屋内プール
(東御市湯の丸高原スポーツ交流施設(特設プール))
令和元年10月20日供用開始
〒389-0501 東御市新張1272番地 電話070-4921-8062
- ② 指定管理者：株式会社オーエンス
- ③ ネーミングライツ・パートナー：GMOインターネット株式会社
- ④ 利用者見込：

(令和元年8月末日時点)

	2019年度(見込)	2020年度(見込)
利用者総数(人)	6,200	7,900

※ 上記、2019年度以後の数値は、既予約済を考慮した見込数値です。

⑤ 各種メディアへの露出実績：

テレビ・新聞	NHK報道特集、TBS連続ドラマロケ地、中京テレビ、信越放送、日本経済新聞、日刊スポーツ、スポーツニッポン、東京新聞、信濃毎日新聞等
雑誌等	トレーニングジャーナル、Number、月刊水泳、スイミングマガジン等

- ⑥ 所管課：東御市企画振興部文化・スポーツ振興課
TEL 0268-75-1455(課直通)

2 広告看板掲出の内容

屋内プール内の壁面に設置した広告看板掲出スペースへの企業広告看板

3 看板の材質と形状

掲出する広告看板は、アルミ複合板(t3mm)インクジェットプリント仕上げとします。

看板の製作及び掲出にあたっては、お申し出により市が行うことも可能です。この場合、掲出に要した費用を後に請求させていただきます。

また、広告主ご自身で看板の製作及び掲出を行う場合は、施設内に掲げる広告看板の統一性に鑑み、申込書に付属して提出する広告図案・広告原稿データ（イラストレーター（ai データ））のとおり製作・掲出してください。この場合も看板製作及び掲出に係る費用についても、広告主の負担となります。

なお、広告看板の製作にあたっては、別紙「広告看板施工図」のとおりとしてください。ご負担いただく設置費については、別紙「広告看板設置費用一覧」を参考とってください。

4 広告看板規格及び看板掲出料

看板の規格、募集区画（枠）及び看板掲出料は、次の一覧表及び別紙「広告看板掲出イメージ」、「広告看板展開図」及び「広告看板詳細図」等をご確認ください。

○規格及び区画（枠）一覧

募集区画（枠） （番号）	看板規格 （縦×横）	掲出面積	掲出料（税込）		
			月額（円）	年額（円）	
①	1.70m×2.40m	4.08 m ²	40,000	480,000	済
②	1.70m×2.40m	4.08 m ²	40,000	480,000	済
③	1.70m×1.75m	2.97 m ²	28,000	336,000	
④	1.70m×1.75m	2.97 m ²	28,000	336,000	
⑤	2.20m×2.27m	4.99 m ²	27,000	324,000	済
⑥	2.20m×2.27m	4.99 m ²	27,000	324,000	済
⑦	2.20m×2.27m	4.99 m ²	27,000	324,000	済
⑧	2.20m×2.27m	4.99 m ²	27,000	324,000	
⑨	2.20m×2.40m	5.28 m ²	40,000	480,000	
⑩	2.20m×2.40m	5.28 m ²	40,000	480,000	
⑪	2.20m×1.875m	4.12 m ²	32,000	384,000	
⑫	2.20m×1.875m	4.12 m ²	32,000	384,000	
⑬	2.20m×2.40m	5.28 m ²	30,000	360,000	
⑭	2.20m×2.40m	5.28 m ²	30,000	360,000	
⑮	2.20m×2.30m	5.06 m ²	30,000	360,000	済
⑯	2.20m×2.30m	5.06 m ²	30,000	360,000	済

（令和元年 11 月 11 日現在）

※上記の掲出料には、広告主にご負担頂く看板製作、取付け等の費用は含まれていません。

5 看板等の表現及び内容

- (1) 広告看板の表現・内容等については、東御市広告掲載要綱の規定となります。
- (2) 原則として、多色・写真・ロゴマーク等のビジュアルデザイン及び企業名、商品名等の文字の組み合わせとします。ただし、利用者及び周囲に支障をきたす仕様は禁止します。
- (3) 広告内容が市の事業方針に合致しないもの、公の施設として秩序良俗に反するものはお断りします。
- (4) 広告看板のデザイン等は、東御市と協議の上、東御市の承認を得て最終決定します。

6 広告看板の掲出期間

1年間以上（広告看板掲出の日の属する月から起算して1年間以上。）とし、更新の有無については契約期間満了日の2ヶ月前までに文書によってお申し出をいただきます。

(1) 次年度以降の継続について

次年度以降引き続き継続して、広告看板の掲出を希望する広告主は掲出期間の満了する2ヶ月前までに別紙「東御市広告掲載申込書（様式1）」を市に提出してください。

- (2) 掲出期間内であれば広告看板の差替えも可能です。ただし、差替えごとに事前審査を行いますので、掲出予定日の30日前までに提出してください。

7 広告看板の作成、設置及び撤去

広告看板の作成費用、掲出及び撤去に係る費用は広告主の負担となります。

なお、掲出期間内に広告看板の破損等が生じた場合は、原則として広告主の負担において原状回復するものとします。

また、広告主自らが行う広告看板の掲出又は撤去、補修作業により、施設が毀損又は破損した場合は、広告主の責任において原状回復するものとします。

8 看板掲出料の納入について

広告看板の掲出料は、前記「4 広告看板規格及び看板掲出料」のとおりとし、次項に規定する広告看板の作成等に要する費用は含みません。

なお、看板掲出料は、掲出決定後に市が発行する納付書により指定する期日までに一括納入していただきます。

9 広告看板の作成費用等

次に掲げる費用は、広告主にご負担いただきます。

- (1) 広告看板掲出に係る看板等の製作に要する費用
- (2) 広告看板の取付け、撤去及び維持補修（市の責めに帰すべき事由によるものを除く。）に要する費用

10 広告看板掲出希望者の募集

募集は随時行い、東御市ホームページ（<http://www.city.tomi.nagano.jp/category/sports/index.html>）に掲載します。

ただし、平日の午前9時から午後5時までの受付とし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

11 質問の受付

(1) 質問方法

別紙「常設広告看板募集に関する質問票（様式2）」により、ファクシミリのみで受け付けます。なお、確認漏れを防ぐため、ファクシミリ発信の際は必ず連絡を頂くようお願いいたします。

(2) 質問期間

募集要項の内容等に関する質問を随時受け付けます。

平日の午前9時から午後5時までの受付とし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(3) 質問に対する回答方法

東御市ホームページ[URL : <http://www.city.tomi.nagano.jp/>]で随時お知らせします。

12 広告看板掲出の申込み等

(1) 申込みについて

広告看板の掲出を希望する者は、募集期間内に別紙「東御市広告掲載申込書（様式1）」に次に掲げる書類等を添付し、東御市企画振興部文化・スポーツ振興課へ提出してください。

また、複数の広告区画（枠）を希望する場合は、希望の広告区画（枠）ごとに別紙「東御市広告掲載申込書（様式1）」を提出してください。

※ 申込書等の提出にあたっては、持参又は郵送としてください。

ア 広告図案・広告の原稿（広告原稿電子データ（イラストレーター（aiデータ）））又はその形状及び内容を明らかにする書類等

イ 別紙「行政財産使用許可申請書（様式第129号）」

ウ 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類

エ 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

オ その他、市長が必要があると認める書類

(2) 申込みができない者

次に掲げる者は、前項の規定による申込みをすることができません。

ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

イ 各種法令に違反している事業者

ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者

エ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者

オ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者

ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

ケ その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

13 申込先

〒389-0592 長野県東御市 281-2
東御市企画振興部文化・スポーツ振興課スポーツ係
電話：0268-75-1455（課直通）

14 掲出広告主の決定等

- (1) 申込みがあった広告の内容について、東御市広告掲載要綱第 12 条に規定する、東御市広告審査委員会（以下「委員会」という。）において審査した後、掲出が可能と認められた掲出希望者を広告主とします。
- (2) 同一の広告区画（枠）に掲出希望者が重複した場合は、抽選（先着順）により決定します。
- (3) 広告掲出・非掲出の決定にあたっては、決定後 7 日以内に「広告掲載決定通知書」を通知します。

15 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格とします。

16 留意事項

- ① 申込に係る経費は全額提案（申込）者の負担とさせていただきます。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等は返却しません。
- ④ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、東御市情報公開条例に基づき開示することがあります。

17 広告看板掲出の基本原則

公の施設に掲出する広告看板については、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活向上に資するため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

18 広告の範囲

次に掲げるものに該当する広告については、広告掲出できないものとする。

- (1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの
- (2) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する接客業務受託営業に該当するもの又はこれらに類するもの
- (4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの

- (5) 通信販売又は訪問販売に類するもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (9) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排除するもの
- (10) その他、市長が市の財産等を広告媒体として使用することが適当でないとするもの

19 掲出決定の取消し等

- (1) 市長は、掲出の決定をした広告看板の広告主が前記 17 に反する場合、又は前記 18 に該当することとなったときは、掲出の決定を取消することができる。
- (2) 市長は、法令、要項の改正等により広告の内容が要綱等の掲出基準に抵触し、又はその恐れがあると認められるとき、その他屋内プールの管理上必要があると認められるときは広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

20 使用許可の取消し

次に掲げるいずれかに該当する場合、市長は使用許可を取消することができる。

- (1) 使用許可を受けた広告取扱者が前項 17 に反する場合、又は前項 18 に該当することとなったとき。
- (2) 広告媒体の設置料及び掲出料が期日までに納入されないとき。
- (3) その他、市長が業務上の支障があると認めたとき。

21 広告看板の撤去

次に掲げるいずれかに該当する場合、市長は広告看板を撤去することができる。

- (1) 前項 19 による掲出決定の取消し等に広告主が従わない場合。
- (2) 前項 20 による使用許可の取消しに広告主が従わない場合。
- (3) 上記 (1) 又は (2) により生じた広告看板の撤去及び現状回復に要する費用は広告主の負担とする。

22 広告看板掲出の取下げ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告看板の掲出を取下げることができるものとする。ただし、広告主は自己の負担により掲出場所を広告看板掲出前の状態に復帰させなければならない。
- (2) 前記により広告看板の掲出を取下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- (3) 前記 (1) により広告看板の掲出を取下げるときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他掲出料は返還しない。

23 広告媒体の設置料及びその他掲出料の返還

- (1) 広告主の責めに帰さない理由により、広告看板の掲出を取消したときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他掲出料を当該広告主に返還する。
- (2) 前記 (1) により返還する広告媒体の設置料及びその他掲出料には、利子を付さない。

24 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告看板の内容等掲出された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告看板の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- (3) 広告主は、広告看板の掲出により本市又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- (4) 広告主は、広告看板について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告看板に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

25 裁判管轄

この要項に定める広告看板の掲出に関する訴訟の提起等は、東御市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

26 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、東御市企画振興部長が別に定める。

27 問合せ先

〒389-0592 長野県東御市 281-2
東御市企画振興部 文化・スポーツ振興課 スポーツ係
電話：0268-75-1455（課直通）
ファクシミリ：0268-63-5431
電子メール：bunka-sports@city.tomi.nagano.jp